

## ■ 山元町再編小学校在り方検討委員会設置要綱

令和4年2月14日教育委員会告示第3号

(設置)

**第1条** 「山元町小・中学校再編方針（平成30年12月策定）」に基づき、再編する小学校の在り方について具体的な検討を行うため、山元町再編小学校在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について必要な意見を具申する。

- (1) 望ましい学校形態に関する事。
- (2) 特色ある学校づくり及び魅力ある学校づくりに関する事。
- (3) その他再編する小学校について必要な事項に関する事。

(組織等)

**第3条** 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び中学校の保護者代表
- (2) 各小・中学校運営協議会代表
- (3) 各小・中学校長
- (4) 学識経験者等

3 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から、所掌事務について必要な調査及び検討が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、所掌事務の調査及び検討をより積極的に推進するため、必要に応じて部会を設けることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。  
(山元町小・中学校再編検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 山元町小・中学校再編検討委員会設置要綱（平成29年山元町教育委員会告示第13号）は、廃止する。
- 3 この告示は、令和5年8月25日から施行する。